告 示

埼玉県告示第七百五十四号

規定により告示する。 一条第一項の規定により、 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例 知事指定薬物を次のとおり指定するので、 (平成二十七年埼玉県条例第十九号) 第十 同条第四 項の

令和三年六月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

知事指定薬物

1 リジン У t N兀 е ル n Ł F Nn У 口 フ キ エ シ 及 びその ル プ 口 チ 塩 パ 類 ン オ ア フ ミド エ ン (通称名 イ β ル Η 工 チ У d ル \Box r ピペ О \mathbf{X}

口 \mathbf{C} ボ Ą キサミド メ チ 四 F Μ D Μ В 匝 ジ В U Т チ フ ルオ アブタノ С A ロブチル) アート 及びその塩類 (通称: H名 应 F 1 ド Μ D ル Μ В 三 В 力 ル

一 効力発生の日

令和三年六月十八日